

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」及び「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

令和3年度から5年計画で小学校の35人学級が実現することになりました。令和3年度は小学校第2学年、本年度は小学校第3学年で実施され、令和7年度まで順次展開されます。全学年での実施は、実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、中学校は40人のままです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「新たな生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級のさらなる推進が必要です。本年度になっても、学校では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。また、新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、小学校の35人学級の早期完全実施と中学校・高校も見据えた、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 6月24日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣